

筑波技術大学における教員の個人評価指針

平成20年9月26日
学 長 裁 定

第1 目的

国立大学法人筑波技術大学（以下「本学」という。）は、教員個人の活動状況について点検・評価し、もって本学の教育、研究等の向上に資するよう、以下のことを目的として教員の個人評価（以下「個人評価」という。）を実施する。

- （1）教員が、自己の活動を点検し、自己評価することによって、その活性化に役立てるとともに、自己の活動の改善と向上に努めることを促進する。
- （2）個人評価の結果を総合的に分析し、本学及び各部局等の教育、学術・研究、社会・国際貢献及び組織運営・管理等の活動の改善と向上に努める。
- （3）教員の活動状況及び評価の結果を公表することによって、本学が広く国民の理解と支持を得られるよう努め、もって社会への説明責任を果たす。

第2 教員の個人評価の対象教員及び実施単位

- 1 個人評価の対象とする教員は、本学の教授、准教授、専任の講師及び助教とする。
- 2 個人評価の実施単位は、教員の所属部局（産業技術学部、保健科学部、障害者高等教育研究支援センター（以下、「支援センター」という。）をいう。）ごととする。ただし、保健科学部附属東西医学統合医療センター（以下、「医療センター」という。）に所属する教員については、保健科学部の実施単位に含める。

第3 評価領域及び評価の期間

- 1 評価の領域は、教員の活動を「教育」、「学術・研究」、「社会・国際貢献」及び「組織運営・管理」の4つの領域（以下「各領域」という。）に分類する。
- 2 部局の長による個人評価は毎年実施し、必要に応じて教員に対し指導助言を行うものとする。また、2年に1度は「個人評価表による申告」を含めて実施するものとする。

第4 評価実施体制

- 1 個人評価の実施に関する全学的な方針の決定、結果の全学的集計及び公表、その他全学的調整は、評価室において行う。
- 2 第2の第2項に定める個人評価実施単位（以下「部局」という。）ごとの方針の決定、実施及びその結果の取りまとめ等は当該部局の長が行う。
- 3 部局の長は、「個人評価表による申告」の実施に当たって、当該部局の実施に関する事項の検討や実質的な作業を行う組織を置くことができる。

第5 教員の個人評価基準及び方法

- 1 部局の長は、本学の目標及び本指針に定める目的に沿い、かつ、当該部局等の目標、専門分野の特徴などを考慮した「個人評価の実施項目・細目」を各領域それぞれについて定め、これを評価室をとおして教員にあらかじめ公表する。
- 2 個人評価は、教員自らが各領域の活動状況を自己点検・評価したうえで作成する「個人評価表」の結果を参考にして部局の長が行う。
- 3 評価にあたって、3月に各教員からの個人評価表による申告を受け、個人評価表を参考にした面談を実施する。
 - （1）面談の実施時期は、4、5月とする。
 - （2）面談は、必要な教員のみとする。
 - （3）2名での面談を原則とする。
 - ・学部にあつては、学部長と当該教員が所属する学科等の長とする。なお、学科等の長については、産業情報学科では当該教員の系別に学科長又は副学科長、保健学科では当該教員の専攻別に専攻長とする。

- ・支援センターにあつては、支援センター長、副センター長と当該教員が所属する研究部の部長の3名とする。
- ・医療センターにあつては、保健科学部長と医療センター長とする。
- ・学科長、専攻長、副学科長にあつては、学部長と学部長補佐、支援センター研究部の部長にあつては、支援センター長と副センター長とする。
- ・両学部長、支援センター長、副センター長、保健管理センター長、医療センター長にあつては、学長と副学長とする。

第6 評価結果の通知及び報告等

- 1 部局の長は、把握している勤務状態等による評価に、必要により個人評価表及び面談の結果による修正を加え、勤務が良好な教員、特に良好な教員、及び問題のある教員の名簿を作成し、学長に提出する。なお、個人評価表による申告をしない者については、特段の理由のない限り、問題のある教員とする。
- 2 部局の長は、評価の高い教員に対しては、その活動の一層の向上を促し、また、問題のある教員に対しては、適切な指導及び助言等によって活動の改善を促すものとする。
- 3 部局の長は、評価の結果によって行った指導等の状況について学長に報告するものとする。
- 4 学長は、評価結果について必要と認めた場合、部局の長に再評価を求めることができる。

第7 評価結果の活用等

- 1 評価結果は、教員が次の評価期間の活動を充実させるために活用するものとする。
- 2 学長及び部局の長は、教員の個人評価表の結果を参考にして、必要により本学及び部局等の教育、学術・研究、社会・国際貢献及び組織運営・管理の改善に役立つように適切な措置を講ずるものとする。
- 3 学長は、評価の結果に基づき、教員個人の処遇等へ反映させるなどの適切な措置を講ずるものとする。

第8 評価結果等の公表等

- 1 教員が作成・申告する「個人評価表」のデータは、各部局ごとに評価結果を取りまとめ、集計したものを公表する。
- 2 学長、理事、副学長及び監事は、必要に応じ各教員の個人評価表を閲覧することができる。

第9 その他

各領域の評価項目・細目及びその他教員の個人評価の実施に必要な事項など、ここに定めるもの以外についての疑義が生じた場合には、評価室の定めに従うものとする。

附 則

この指針は、平成20年9月26日から施行する。

附 則

この指針は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この指針は、平成25年4月1日から施行する。